

地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金の交付を受けて実施した事業により整備した施設を無断で取り壊すなど

1件 不当金額(支出) 763万円

1 補助事業の概要

地域・まちなか商業活性化支援事業は、商店街等の中長期的発展及び自立化の促進に寄与し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図ることを目的として、地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金(地域商業自立促進事業)交付要綱等に基づき、少子・高齢化、地域交流等の分野に係る公共性の高い取組を行う商店街組織等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

上記の交付要綱等によれば、不動産、取得価格が50万円以上の機械、器具、備品等は処分を制限する財産(処分制限財産)とされており、補助事業者は、処分制限財産を、経済産業大臣が定めた処分制限期間内に処分しようとするときは、あらかじめ所轄の経済産業局長の承認を受けなければならないこととされている。また、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」によれば、経済産業局長は、補助事業者等からの財産処分の申請を承認する場合には、所定の金額を国庫に納付する旨の条件を付さなければならないこととされており、転用、取壊し又は廃棄等の財産処分を行う場合の金額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とされている。

星プラザテナント会及び下松商業開発株式会社は、平成28年度に、子育て・コミュニティ機能を強化し、地域に必要とされるショッピングモールの実現を図るために、ショッピングモールにキッズスペース、カルチャーセンター等を整備する事業を事業費3229万円(補助対象事業費2826万円)で実施したとして、中国経済産業局に実績報告書を提出して、これにより国庫補助金1884万円の交付を受けていた。

2 検査の結果

星プラザテナント会及び下松商業開発株式会社は、カルチャーセンターとして整備した建物の一区画、建物附属設備並びに器具及び備品(これらを「施設」)について、新たなテナントを誘致するため、処分制限期間(建物は令和37年10月までの39年、建物附属設備は13年10月までの15年、器具及び備品は3年10月までの5年)内であったにもかかわらず、事業実施から約2年後の平成30年10月に、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊し、廃棄するなどしていた。

したがって、中国経済産業局長の承認を受けずに無断で取り壊すなどした施設の残存簿価相当額計1145万円に係る国庫補助金相当額計763万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 <所在地>	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等)	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 補助対象 事業費等	不当と認める 国庫補助金等 相当額
中国経済 産業局	星プラザテナント会 下松商業開発 株式会社 <山口県下松市> (事業主体)	地域・まちなか商業活性化 支援	平成 28	円 3229万 (2826万)	円 1884万	円 1145万	円 763万